

## 鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領

制定 平成 22 年 4 月 26 日付第 201000012274 号鳥取県農林水産部長通知  
一部改正 平成 23 年 5 月 9 日付第 201100019415 号鳥取県農林水産部長通知  
一部改正 平成 24 年 5 月 16 日付第 201200027375 号鳥取県農林水産部長通知  
一部改正 平成 25 年 6 月 11 日付第 201300045850 号鳥取県農林水産部長通知  
一部改正 平成 26 年 3 月 13 日付第 201300193797 号鳥取県農林水産部長通知  
一部改正 平成 26 年 5 月 1 日付第 201400020000 号鳥取県農林水産部長通知  
一部改正 平成 27 年 6 月 26 日付第 201500019680 号鳥取県農林水産部長通知  
一部改正 平成 30 年 12 月 26 日付第 201800261437 号鳥取県農林水産部長通知  
一部改正 令和元年 8 月 27 日付第 201900135757 号鳥取県農林水産部長通知  
一部改正 令和 2 年 4 月 30 日付第 202000021765 号鳥取県農林水産部長通知  
一部改正 令和 3 年 4 月 28 日付第 202100027245 号鳥取県農林水産部長通知  
一部改正 令和 4 年 4 月 12 日付第 202200006342 号鳥取県農林水産部長通知  
一部改正 令和 5 年 4 月 1 日付第 202300005180 号鳥取県農林水産部長通知  
一部改正 令和 5 年 12 月 4 日付第 202300226712 号鳥取県農林水産部長通知  
一部改正 令和 6 年 4 月 3 日付第 202400005955 号鳥取県農林水産部長通知

### 第 1 趣 旨

鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金による対策（以下「本対策」という。）の実施については、鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 26 日付第 201000012154 号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和 4 年 3 月 31 日付 3 農振第 2333 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び鳥獣被害防止総合対策交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成 20 年 3 月 31 日付 19 生産第 9425 号農林水産省生産局長通知。以下「事務取扱通知」という。）に定めるところによるものほか、この要領の定めるところによる。

### 第 2 協議会の設置等

#### 1 協議会の設置

(1) 本対策を実施しようとする者（以下「事業主体」という。）のうち実施要領（別記 1）の第 1 の 3 に定める協議会の会長は、次に掲げる書類を添えて、協議会設置後、初めて事業を実施する際の事業実施計画の提出までに、別記様式第 1 号により所管の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。以下、同じ。）の長に提出するものとする。

- ア 協議会規約
- イ 協議会会員名簿
- ウ 事務処理規程
- エ 会計処理規程

- オ 文書取扱規程
- カ 公印取扱規程
- キ 内部監査実施規程
- ク 財産管理規程
- ケ その他規程（損益配分規程等）

(2) 地方事務所の長は、協議会の会長から(1)に係る提出があったときは、これを農林水産部鳥獣対策センター所長へ提出するものとする。

## 2 規約等の変更

(1) 協議会の会長は、規約その他規程を変更したときは、関係書類を添えて別記様式2号によりその内容を所管の地方事務所の長に提出するものとする。

(2) 地方事務所の長は、協議会の会長から(1)に係る提出があったときは、これを農林水産部鳥獣対策センター所長へ提出するものとする。

## 3 協議会の解散

(1) 協議会の会長は、協議会の統合等に伴い協議会を解散する場合は、あらかじめ事務取扱通知の第9の証拠書類の保管その他解散までに実施した国庫補助事業等に係る権利義務を承継する者について所管の地方事務所の長に相談し、総会において解散を決議した場合は、別記様式3号により速やかに所管の地方事務所の長に報告するものとする。

ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産処分に関してはこの限りではない。

(2) 地方事務所の長は、協議会の会長から(1)に係る提出があったときは、これを農林水産部鳥獣対策センター所長へ提出するものとする。

## 第3 事業実施状況の報告

(1) 実施要領（別記1）の第5の1、（別記4）の第5の1、（別記5）の第5の1及び（別記8）の第5の1の(1)に定める事業実施状況の報告は、別記様式第4号により行うものとする。

(2) 事業主体は、(1)に掲げる事業実施状況の報告を、事業実施年度の翌年度の8月末日までに、所管の地方事務所の長に提出するものとする。

(3) 地方事務所の長は、事業主体から(2)に掲げる事業実施状況の報告書の提出があったときは、これを農林水産部鳥獣対策センター所長へ提出するものとする。

## 第4 事業の評価及び改善計画

(1) 実施要領（別記1）の第6の1の(1)、（別記4）の第6、（別記5）の第6の1及び（別記8）の第6の1の(1)の評価の報告は、別記様式第5号により行うものとする。

(2) 事業主体は、(1)に掲げる事業の評価報告を、被害防止計画の目標年度の翌年度の8月末日までに、所管の地方事務所の長に提出するものとする。実施要領（別記1）の第6の2の(1)及び（別記8）の第6の1の(2)の規定に基づき実施要領（別記1）別記様式第4号により行う改善計画の報告についても同様とする。

(3) 地方事務所の長は、事業主体から(2)に掲げる事業の評価報告又は改善計画の報告があったときは、これを農林水産部鳥獣対策センター所長へ提出するものとする。

第5 第3の(2)の事業実施状況の報告及び第4の(2)の評価の報告並びに改善計画の報告は、要綱第15条の規定に準じて電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

## 第6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し、特に必要がある事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

この要領は、平成22年4月26日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。

### 附 則

この要領は、平成23年5月9日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。

### 附 則

この要領は、平成24年5月16日から施行し、平成24年度の補助事業から適用する。

### 附 則

この要領は、平成25年6月11日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

### 附 則

- 1 この要領は、平成26年3月13日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第2の1の(1)の手続きについては、過年度に本対策を実施したことのある事業主体においても行うものとする。その場合、本文中の「協議会設置後」は「この要領施行後」と読み替えるものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成26年5月1日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成27年6月26日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

### 附 則

この要領は、平成30年12月26日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

### 附 則

この要領は、令和元年8月27日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

### 附 則

この要領は、令和2年4月30日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

### 附 則

この要領は、令和3年4月28日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

### 附 則

この要領は、令和4年4月12日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。

附 則

この要領は、令和5年12月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月3日から施行し、令和6年度の補助事業から適用する。

別表1 事業実施計画作成に当たっての留意事項

事 項
1 既存の施設・機械（以下「施設等」という。）の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。
3 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
4 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
5 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
6 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率（費用対効果）が1.0以上であること。なお、投資効率（費用対効果）の算定の単位について、原則として、集落等の地区（1つの受益地区として認めることが適切であると考えられる範囲をいう。）を単位とすること。 再編整備を取り組む場合は、上記の他、施設の耐用年数を考慮した投資効率（費用対効果）とすること。
7 国庫交付金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
8 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
9 付帯施設について、不要なものがないこと。
10 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
11 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
12 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
13 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
14 適正な収支計画となっていること（収支については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。）
15 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
16 被害防止施設、処理加工施設、捕獲技術高度化施設又は地域提案による施設を建設するに当たり周辺住民や養豚事業者等との合意が形成されていること。
17 処理加工施設を建設する場合は、被害を及ぼす鳥獣の捕獲計画が作成され、その計画に即した捕獲活動ができる体制となっていること。
18 捕獲した鳥獣の肉の処理加工施設を建設する場合は、食品衛生法等関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。
19 捕獲技術高度化施設を建設する場合は、「射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン」、当該施設が設置される都道府県等の定める設置及び管理に関する条例のほか関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。
20 用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は許可等の見込みがあること。
21 施行方法の選択が適切にされていること。
22 入札の方法に関する知識を有していること。
23 地元関係者との合意形成が図られていること。
24 その他法律に定める基準等が満たされていること。

別記様式第1号（第2の1の（1）関係）

番 号  
年 月 日

鳥取県知事 様

所在地  
団体名  
（協議会名）  
代表者役職氏名

〇〇協議会の設置の届出について

〇〇協議会を設置したので、鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成22年4月26日付第201000012274号鳥取県農林水産部長通知）第2の1の（1）に基づき、下記の書類を添えて提出します。

記

- 別添1 協議会規約
- 別添2 協議会会員名簿
- 別添3 事務処理規程
- 別添4 会計処理規程
- 別添5 文書取扱規程
- 別添6 公印取扱規程
- 別添7 内部監査実施規程
- 別添8 財産管理規程
- 別添9 その他規程（損益配分規程等）

別記様式第2号（第2の2の（1）関係）

番 号  
年 月 日

鳥取県知事 様

所在地  
団体名  
（協議会名）  
代表者役職氏名

〇〇協議会規約等の変更の届出について

〇〇協議会規約等を下記のとおり変更したので、鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成22年4月26日付第201000012274号鳥取県農林水産部長通知）第2の2の（1）に基づき、下記の書類を添えて提出します。

記

- 1 変更した規約等の名称
- 2 変更箇所（新旧対照表）

添付書類

- 1 変更後の規約等
- 2 変更を議決した総会の議事録の写し

鳥取県知事 様

所在地  
団体名  
（協議会名）  
代表者役職氏名

〇〇協議会の解散について

協議会を解散することとしたので、鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成22年4月26日付第201000012274号鳥取県農林水産部長通知）第2の3の（1）に基づき報告する。

記

- 1 解散年月日
- 2 解散理由
- 3 補助事業等に係る権利義務の承継者
- 4 承継される補助事業等

実施年度	事業名	市町村名	事業費	国費	備考

注1：承継者が複数の場合は、承継者ごとに上表を作成すること。

2：地方単独事業等がある場合は、適宜項目を変更して差し支えない。

- 5 その他

（添付書類）

- 1 解散を議決した総会の議事録の写し
- 2 補助事業等に係る権利義務の承継先の規約の写し等  
（補助事業等に係る権利義務の承継が確認できる書類）

別記様式第4号（第3関係）

番 号  
年 月 日

鳥取県知事 様

所在地  
団体名  
（協議会）  
代表者役職氏名

鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金の事業実施状況（〇〇年度）の報告について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記1、別記4、別記5及び別記8の第5の1の規定により、別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、別添事業実施状況報告書を添付すること。  
2 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。



(別添)

〇〇年度鳥取県鳥獣被害防止総合対策事業実施状況報告書

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	国庫 交付金	備考
鳥獣被害防止 総合支援事業	推進事業 ①被害防止活動推進 ア 推進体制の整備 イ 有害捕獲 ウ 被害防除 エ 生息環境管理 <u>オ 広域柵の再編整備計画策 定支援</u> <u>カ サル</u> 複合対策 <u>キ</u> クマ複合対策 <u>ク</u> 鳥類複合対策 <u>ケ</u> 他地域人材活用 <u>コ</u> ICT等新技術の活用 <u>サ</u> GISを活用した被害対策等の 可視化定着支援 ②実施隊特定活動 ア 大規模緩衝帯整備 イ 誘導捕獲柵わな導入 ③ICT等新技術実証 ④農業者団体等民間 団体被害防止活動 ⑤ジビエ等の利用拡大に向けた 地域の取組 ア 販売拡大支援 イ 搬入促進支援 ⑥鳥獣被害対策実施隊体制強化 ア 実施隊員の人材育成 イ 新規猟銃取得支援 ⑦捕獲サポート体制の構築 ⑧処理加工施設の人材育成 ⑨ICTの活用による情報 管理の効率化 整備事業 ①鳥獣被害防止施設 ア 新規整備 イ 再編整備 ウ 既設柵の地際補強 ②処理加工施設 (食肉利用等施設) (焼却施設) ③捕獲技術高度化施設	円	円	
	小計			
鳥獣被害防止 対策促進支援 事業（ <u>広域柵</u> 等鳥獣被害防 止施設整備事 業）	整備事業 ①鳥獣被害防止施設 ア 新規整備 イ 再編整備 ウ 既設柵の地際補強			
	小計			

鳥獣被害防止 緊急捕獲活動 支援事業	①有害捕獲に係る捕獲活動経費 ②捕獲個体の埋設・運搬経費 ③捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 ④捕獲確認に要する経費			
	小計			
シカ特別対策 等事業（シカ 緊急捕獲対 策）	①有害捕獲に係る捕獲活動経費 ②捕獲個体の埋設・運搬経費 ③捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 ④捕獲確認に要する経費			
	小計			
合計				

## 2 事業実施体制

### (1) 協議会の概要

協議会の名称 及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備考

### (2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備考

### (3) 鳥獣被害対策実施隊における取組

名称及び 設置年月日	実施隊の体制	役割分担内容	備考

## 3 事業相互の連携

--

(注) 4の推進事業を実施した場合は、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・シカ特別対策等事業との連携について記入すること。

## 4 推進事業の内容※該当しない不要な事業区分については適宜削除すること（以下、4、5において同じ）。

### (1) 被害防止活動推進

#### ① 推進体制に関する実施状況

開催年月日	会議名	内容	事業費	交付金	備考
			円	円	
計					

(注) 協議会等の活動について記入すること。

#### ② 有害捕獲に関する実施状況

##### ア 捕獲体制の整備（研修会・講習会等）に関する事項

所属機関の名称	対象人数	実施時期	内容	事業費	交付金	備考
				円	円	
計						

イ 生息状況調査に関する事項

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費 円	交付金 円	備考
計						

ウ 捕獲活動に関する事項

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費 円	交付金 円	備考
計						

(注) 捕獲用具を導入した場合は、捕獲場所ごとに捕獲機材の捕獲実績を記載すること。

③ 被害防除に関する実施状況

ア 現場技術指導者の育成

所属機関の名称	対象人数	実施時期	内容	事業費 円	交付金 円	備考
計						

イ 追い払い・追い上げ活動に関する事項

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費 円	交付金 円	備考
計						

ウ 技術実証に関する事項

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費 円	交付金 円	備考
計						

エ 被害状況調査に関する事項

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費 円	交付金 円	備考
計						

④ 生息環境管理に関する実施状況

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費 円	交付金 円	備考
計						

⑤ 広域柵の再編整備計画策定支援に関する実施状況

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費 円	交付金 円	備考
計						

⑥ サル複合対策に関する実施状況

対象地域	実施時期	内容	事業費 円	交付金 円	備考
計					

⑦ クマ複合対策に関する実施状況

対象地域	実施時期	内容	事業費	交付金	備考
			円	円	
計					

⑧ 鳥類複合対策に関する実施状況

対象地域	実施時期	内容	事業費	交付金	備考
			円	円	
計					

⑨ 他地域人材活用に関する実施状況

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	交付金	備考
				円	円	
計						

⑩ ICT等新技術の活用に関する実施状況

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	交付金	備考
				円	円	
計						

⑪ GISを活用した被害対策等の可視化定着支援に関する実施状況

対象地域	実施時期	内容	事業費	交付金	備考
			円	円	
計					

(2) 鳥獣被害対策実施隊特定活動

① 大規模緩衝帯整備に関する実施状況

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	交付金	備考
				円	円	
計						

(注) 整備内容・規模の欄に伐採率等を記し、整備範囲、農地等の防止対象区域が分かるような地図、規模決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

② 誘導捕獲柵の導入に関する実施状況

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	交付金	備考
				円	円	
計						

(注) 整備内容・設置場所の規模(設置数)、仕様図などの決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

(3) ICT等新技術実証に関する実施状況

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	交付金	備考
				円	円	
計						

(注) 整備内容・設置場所の規模(設置数)、仕様図などの決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

(4) 農業者団体等民間団体被害防止活動に関する実施状況

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	交付金	備考
				円	円	
計						

(5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組に関する実施状況

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	交付金	備考
				円	円	
計						

(注) 搬入促進支援の場合は、内容欄に販売先及び販売数量を記載すること。

(6) 鳥獣被害対策実施隊体制強化に関する実施状況

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	交付金	備考
				円	円	
計						

(注) 1 研修実績等を添付すること。

2 研修日誌を添付すること。

(7) 捕獲サポート体制の構築に関する実施状況

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	交付金	備考
				円	円	
計						

(8) 処理加工施設の人材育成に関する実施状況

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	交付金	備考
				円	円	
計						

(9) ICTの活用による情報管理の効率化に関する実施状況

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	交付金	備考
				円	円	
計						

5 整備事業の内容

(1) 施設整備事業の概要

(注) 事業内容(鳥獣被害防止施設、処理加工施設、捕獲技術高度化施設)ごとに各地域の有害捕獲活動(鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。)を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に記載すること。

(2) 鳥獣被害防止施設の整備状況

① 鳥獣被害防止施設と一体的に整備する捕獲施設

(注) 鳥獣被害防止施設は、効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICT等を用いたわなその他の捕獲施設と一体的な整備を図るものとし、その内容を記載すること。

② 新規整備

対象鳥獣	整備地域	実施内容	事業費	交付金	備考
			円	円	
計					

(注) 1 維持管理方法等について、実施地区と締結した協定書等を添付すること。

- 2 設置場所の図面（鳥獣の被害発生又は目撃場所、侵入経路、整備した柵の設置場所、既存柵の設置場所及び一体的に整備した捕獲機材の設置場所を記載）、施工図及び柵の種類毎の1m当たりの単価、柵の仕様のわかる資料、導入資材の内訳及び事業費の内訳のわかる資料等を添付すること。
- 3 侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与について、別紙に具体的に記載し、添付すること。
- 4 鳥獣被害防止対策促進支援事業（広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業）により整備する場合は、備考欄に「促進支援事業分」と記載すること。

③ 再編整備

対象鳥獣	整備地域	実施内容	処分制限年月日	事業費	交付金	備考
				円	円	
計						

- (注) 1 処分制限年月日は、移設前の財産管理台帳等に記載されている処分制限年月日を記載すること。
- 2 維持管理方法等について、実施地区と締結した協定書等を添付すること。
- 3 設置場所の図面（鳥獣の被害発生又は目撃場所、侵入経路、移設前後の柵の設置場所、既存柵の設置場所及び一体的に整備した捕獲機材の内容と設置場所を記載）、施工図及び柵の種類毎の1m当たりの単価、柵の仕様のわかる資料、導入資材の内訳及び事業費の内訳のわかる資料等を添付すること。
- 4 侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与について、別紙に具体的に記載し、添付すること。
- 5 鳥獣被害防止対策促進支援事業（広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業）により整備する場合は、備考欄に「促進支援事業分」と記載すること。

④ 既設柵の地際補強

対象鳥獣	整備地域	実施内容	処分制限年月日	事業費	交付金	備考
				円	円	
計						

- (注) 1 処分制限年月日は、既設柵の財産管理台帳等に記載されている処分制限年月日を記載すること。
- 2 維持管理方法等について、実施地区と締結した協定書等を添付すること。
- 3 設置場所の図面（鳥獣の被害発生又は目撃場所、侵入経路、既存柵の設置場所と地際補強した場所及び一体的に整備した捕獲機材の内容と設置場所を記載）、施工図及び地際補強の1m当たりの単価、仕様のわかる資料、導入資材の内訳及び事業費の内訳のわかる資料等を添付すること。
- 4 地際補強した既設柵のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに地際の補強及び維持管理の状況、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与について、別紙に具体的に記載し、添付すること。

(3) 処理加工施設（食肉利用等施設・焼却施設）の整備状況

対象鳥獣	整備地域	実施内容	施設の運営方法	事業費	交付金	備考
				円	円	
計						

- (注) 1 施設の運営方法の欄には、施設運営に係る人員体制等を記載すること。また、食肉利用等施設を整備する場合は、実施内容の欄には販売先及び販売数量を記載すること。
- 2 上記の内容が確認できる資料を添付すること。
- 3 処理加工施設（食肉利用等施設・焼却施設）の設置場所、対象範囲が分かるような地図及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。
- 4 各地域の有害捕獲活動を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するかを、実施内容欄に具体的に記載すること。

(4) 捕獲技術高度化施設の整備状況

整備地域	実施内容	施設の運営方法	事業費	交付金	備考
			円	円	
計					

- (注) 1 施設の運営方法の欄には、施設運営に係る人員体制等を記載すること。

- 2 上記の内容が確認できる資料を添付すること。
- 3 捕獲技術高度化施設の設置場所、対象範囲が分かるような地図及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。
- 4 各地域の有害捕獲活動を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するかを、実施内容欄に具体的に記載すること。

## 6 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の内容

### (1) 有害捕獲に関する事項

対象鳥獣	実施時期	実施内容	事業費	交付金	備考
			円	円	
計					

(注) 実施内容欄には、成獣（ジビエ利用・焼却施設・その他）、幼獣別に雌雄別の頭数、単価、捕獲個体を搬入確認する食肉利用等施設の名称及び所在地、並びに単価調整等の方法を記載すること。

### (2) 捕獲個体の埋設・運搬に関する事項

対象鳥獣	実施時期	実施内容	事業費	交付金	備考
			円	円	
計					

(注) 捕獲個体の埋設・運搬に要する経費の内訳がわかる資料を添付すること。（捕獲従事者自らが行う場合を除く。）

### (3) 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分に関する事項

対象鳥獣	実施時期	実施内容	事業費	交付金	備考
			円	円	
計					

(注) 民間施設等での焼却等処分に要する経費の内訳がわかる資料を添付すること。

### (4) 捕獲現場での確認等に関する事項

実施時期	実施内容	事業費	交付金	備考
		円	円	
計				

(注) 支払事務に伴う捕獲現場での確認等に要する経費の内訳がわかる資料を添付すること。

## 7 シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策）の内容

### (1) 有害捕獲に関する事項

対象鳥獣	実施時期	実施内容	事業費	交付金	備考
			円	円	
計					

(注) 実施内容欄には、成獣（ジビエ利用・焼却施設・その他）、幼獣別に雌雄別の頭数、単価、捕獲個体を搬入確認する食肉利用等施設の名称及び所在地、並びに単価調整等の方法を記載すること。

### (2) 捕獲個体の埋設・運搬に関する事項

対象鳥獣	実施時期	実施内容	事業費	交付金	備考
			円	円	
計					

(注) 捕獲個体の埋設・運搬に要する経費の内訳がわかる資料を添付すること。（捕獲従事者自らが行う場合を除く。）

### (3) 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分に関する事項

対象鳥獣	実施時期	実施内容	事業費	交付金	備考
			円	円	

計					
---	--	--	--	--	--

(注) 民間施設等での焼却等処分に要する経費の内訳がわかる資料を添付すること。

(4) 捕獲現場での確認等に関する事項

実施時期	実施内容	事業費	交付金	備考
		円	円	
計				

(注) 支払事務に伴う捕獲現場での確認等に要する経費の内訳がわかる資料を添付すること。

8 被害防止計画に係る被害軽減目標に関すること

被害金額の軽減目標				被害面積の軽減目標			
対象鳥獣	現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	事業実施 年度被害値	対象鳥獣	現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	事業実施 年度被害値
	万円	万円	万円		a	a	a

(注) 対象獣種ごとに記載すること。

9 鳥獣被害防止総合支援事業での捕獲実績

対象鳥獣	捕獲実績	事業区分毎の内訳				
		(事業区分)				
	頭	頭	頭	頭	頭	頭

(注) 1 事業区分の欄には、要綱別表1の第2欄に掲げる事業区分名を記載し、各事業区分の捕獲実績を記載すること。

2 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業による捕獲実績は、記載しないこと。

10 添付資料

事業内容4から7の(注)欄に記載の資料

※但し、交付申請書及び実績報告書に添付した資料と変更のない資料は、省略できるものとする。





別記様式第5号（第4関係）

番 号  
年 月 日

鳥取県知事 様

所在地  
団体名  
（協議会名）  
代表者役職氏名

鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金の事業評価（〇〇年度）の報告について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記1の第6の1の（1）、別記4の第6、別記5の第6及び別記8の第6の1の（1）の規定により、別添のとおり報告する。（注）協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

## 被害防止計画目標評価報告書

## 1 対象地域及び実施期間

対象地域	
実施期間	

## 2 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	対象鳥獣	事業量	管理主体	供用開始	事業効果

## 3 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年(年度)の 実績値(A)	目標値 (B)	目標年(年度) の実績値(C)	達成率(%) (A-C)/(A-B)	備考

(注) 対象獣種ごとに記載すること。

## 4 総合評価

--

## 5 第三者の意見

--

(注) 1 2の事業効果には、実施要領(別記1)別記様式第8号(評価報告)を参考に事業の実施により発現した効果を定量的な事業効果(獣種等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載するとともに、他事業との連携状況や捕獲効率向上への寄与(整備事業を行った場合)等も踏まえて、その効果を詳細に記入すること。なお、処理加工施設又は捕獲技術高度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率及び定量的な経営状況を記入すること。

2 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。

3 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与について、別紙に具体的に記載し、添付すること。

(別紙)

鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

事業実施 主体名	市町村名	地区名	竣工年月日	侵入防止策 の種類・設置 距離	事業費 (円)	国費 (円)	被害金額(円) 被害面積(m <sup>2</sup> ) 被害量(kg)	被害が生じた場合の 要因と事業実施主体 等が講じた対応策	事業実施主体等 が講じた設置に 係る指導内容	事業実施主体等 が行っている維持 管理方法	事業実施主体 等における維持 管理状況	有害捕獲活動 の捕獲効率向上への寄与	都道府県に おける点検 ・指導状況	その他

- (注) 1 「事業実施主体等が行っている維持管理方法」欄及び「事業実施主体等における維持管理状況」欄には、実施地区に管理委託している場合は、事業実施主体が実施地区との間で取り決めた維持管理の方法、及び実施地区による管理状況について記載すること。
- 2 「有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与」欄には、一体的に整備した捕獲施設等の種類、数量、対象鳥獣ごとの捕獲頭数(年度ごと)等を明記すること。
- 3 「都道府県における点検・指導状況」欄は、管轄する県地方事務所における点検・指導状況について記入すること。